

家庭の震災対策助成

感震ブレーカー・家具類転倒防止

〈荒川区公式 HP〉

荒川区では震災時の屋内安全対策にかかる
器具設置費用の一部を助成しています
申請方法は、次ページ以降または区ホームページをご確認ください



感震ブレーカー

分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプ

最大 **10** 万円

家具類の転倒防止

突っ張り棒、L字金具、
ガラス飛散防止フィルム、
粘着マット など

最大 **2** 万円



お問合せ・お申込み

〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3 (本庁舎3階⑩番窓口)

荒川区防災課防災事業係 03-3802-3111 内線 418

(区民事務所窓口(南千住・町屋・尾久・日暮里)でもお申込みいただけます)

1. 感震ブレーカー

強い揺れを感知したときにブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具です。
過去の大規模地震時に発生した火災の6割以上が電気による火災です。避難する際にはブレーカーを落としてから避難することが大切です。

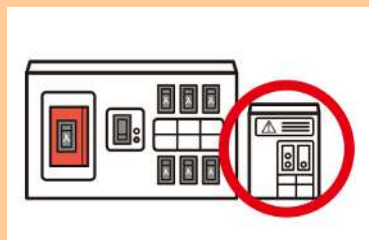
不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合にも、感震ブレーカーを設置することで、電気火災の防止に役立ちます。

以下の4タイプが感震ブレーカーの助成対象に該当します。



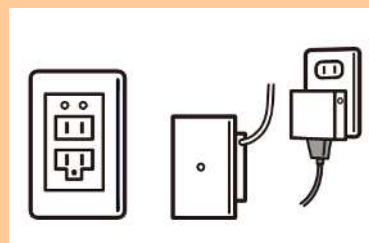
分電盤タイプ (内蔵型)

- ◆ 分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断
- ◆ 電気工事が必要
- ◆ 約8万～17万円 (工事費込み)



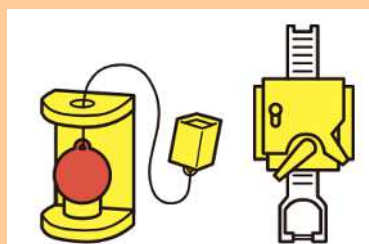
分電盤タイプ (後付型)

- ◆ 分電盤に感電機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能
- ◆ 電気工事が必要
- ◆ 約3万～5万円 (工事費込み)



コンセントタイプ

- ◆ コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断
- ◆ 電気工事が必要な埋込式と既存のコンセントに差し込むタップ式
- ◆ 約5,000円～2万円



簡易タイプ

- ◆ ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落とし、電気を遮断
- ◆ 現在使用しているブレーカーに直接取り付けるため工事不要
- ◆ 荒川区の防災用品あっせん対象商品
- ◆ 約3,000円～4,000円

経済産業省「感震ブレーカーの普及啓発」ページを加工して荒川区作成、令和5年度荒川区の実績より費用算出

※避難時の照明確保を

大規模地震が発生した場合、停電する可能性があるだけでなく、感震ブレーカー等が作動して照明が点灯しない可能性があります。災害時用に照明器具を常備し、設置場所を家族全員で確認しましょう。照明器具は、懐中電灯のほかに停電すると自動で非常用の照明が点灯する保安灯等があります。

※在宅用医療機器等をご利用の方

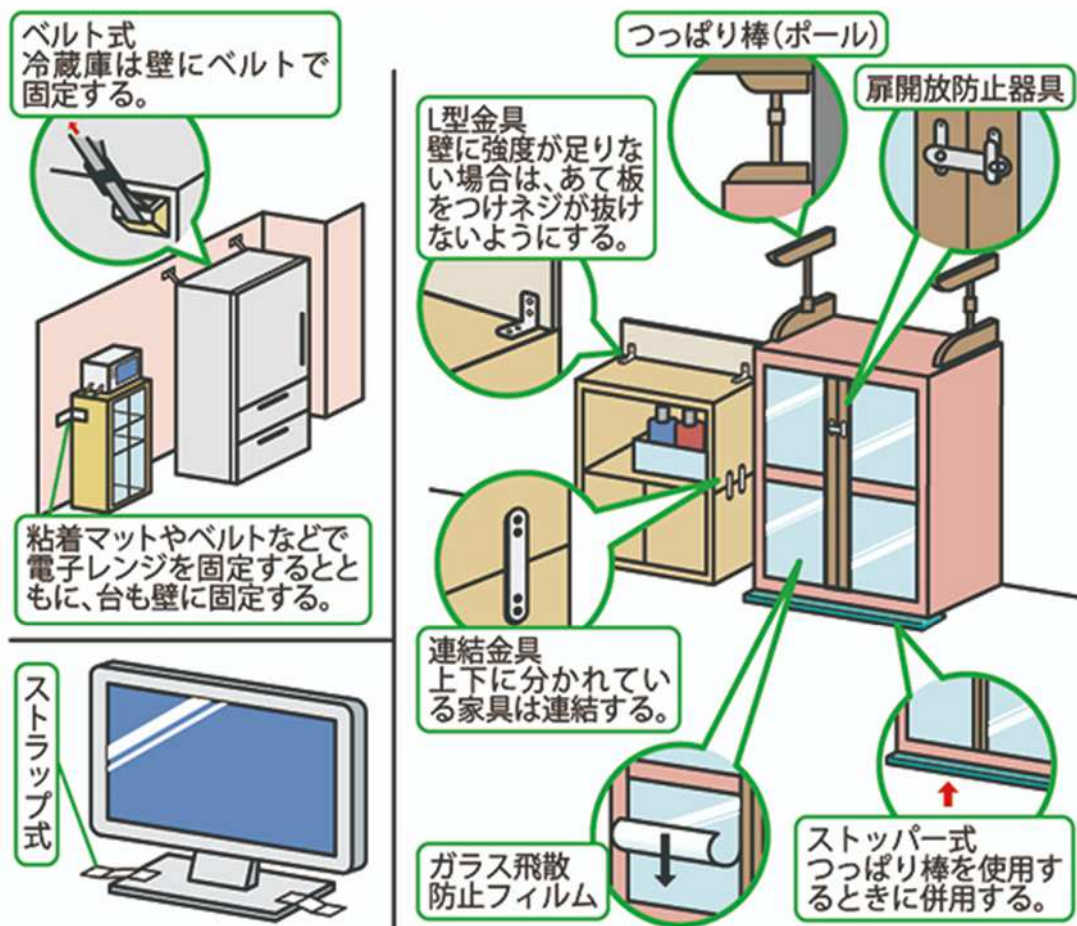
在宅用医療機器等、通電の継続が必要な機器を使用している場合は、停電時や感震ブレーカーの作動時に電源が確保できるよう、バッテリー等の予備電源を備えましょう。

2. 家具類の転倒・落下・移動防止対策器具

近年発生した地震被害において、約3～5割の人が、家具類の転倒・落下・移動が原因で負傷しています。

食器棚や本棚等の大きな家具が倒れることによる負傷を防ぐほか、円滑に避難するためには、家具類の転倒等防止対策が有効です。

助成対象となる家具類の転倒・落下・移動防止対策器具の例



《1万円以内で購入できる器具の組み合わせ例》

つっぱり棒	1組 (2本)	2,400 円
L字金具	2組 (4個)	1,800 円
ガラス飛散防止フィルム	2枚	2,800 円
冷蔵庫固定ベルト	2本	2,900 円
合計		9,900 円

※家具転倒防止器具は、ホームセンターや量販店などで販売しています。

※壁を傷つけずに、取り付けられる器具もあります。

購入例の価格は令和5年度荒川区実績より費用算出

東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策」を加工して、荒川区作成

《チェックポイント》

- ☐ 部屋の出入口付近や廊下・階段などに家具類を置いていないか。
- ☐ 地震時の出火を防ぐため、火気の周辺に家具を置いていないか。
- ☐ 家具の上にガラス製品やテレビなど割れやすいものを置いていないか。
- ☐ 重いものを下のほうに収納し、家具類を倒れにくくしてあるか。
- ☐ 家具類を前のめりより壁にもたれるように置き、倒れづらくしているか。

家具の置き場所や置き方を見直し、室内の安全空間を確保しましょう



助成内容

◆ 対象 区内に住所を有している世帯（器具設置は現に居住する家屋等に限ります）

◆ 内容

次の1、2区分とも、（1）か（2）のどちらかを1世帯につき1回のみ利用可能です（個別申請可）。

区分		助成内容	助成率（助成限度額）	
			一般世帯 ※1	特例世帯 ※2
1	(1)	感震ブレーカー等 設置工事費（器具代含む）※3	助成率1／2 （上限6万円）	助成率5／6 （上限10万円）
	(2)	感震ブレーカー等 器具購入費 ※4	助成率1／2 （上限5千円）	助成率10／10 （上限1万円）
2	(1)	家具類の転倒・落下・移動 防止対策 設置工事費（器具代含む）	助成率1／2 （上限1万円）	助成率10／10 （上限2万円）
	(2)	家具類の転倒・落下・移動 防止対策 器具購入費 ※4	助成率1／2 （上限5千円）	助成率10／10 （上限1万円）

※1 一般世帯
特例世帯以外の世帯

※2 特例世帯（以下のいずれかに該当する世帯）

- ・世帯全員が満65歳以上
- ・世帯全員が住民税（特別区民税・都民税）非課税
- ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯
- ・木造住宅密集地域に存する木造住宅に居住する世帯※5

※3 区分1（1）については、下記が対象機器です。

・分電盤タイプ （一社）日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造・機能を有するもの		・コンセントタイプ （一財）日本消防設備安全センターの推奨を有するもの	
--	---	--	---

※4 荒川区防災用品あっせん品も助成対象となります。
（防災用品のあっせんについては、荒川区ホームページ等をご覧ください。）



<荒川区公式 HP>

※ 5 木造住宅密集地域

町屋・尾久地区		・荒川五丁目、荒川六丁目 ・町屋二丁目～町屋四丁目 ・東尾久一丁目～東尾久六丁目 ・西尾久一丁目、西尾久二丁目 ・西尾久三丁目21番～26番 ・西尾久四丁目1番～6番、9番～24番 27番～32番 ・西尾久五丁目、西尾久六丁目
荒川・南千住地区		・荒川一丁目～荒川四丁目 ・荒川七丁目 ・南千住一丁目、南千住五丁目 ・町屋一丁目1番、2番、19番～21番

各種問合せ

◆ 必要書類

・ 申請書

最終ページの両面が申請書になっています。また、各申し込み窓口に設置しているほか、区ホームページでもダウンロードできます。



・ 本人確認書類

〈荒川区公式 HP〉

本人確認書類について

防災課・区民事務所窓口にお越しの際は本人確認書類※をお持ちください。

また、郵送で申請する場合は本人確認書類のコピーを同封してください。

※顔写真のない書類の場合、2点必要になります（健康保険証、介護保険証、年金手帳など）

◆ 工事業者（工事相談など）

1. 感震ブレーカー

- ・ お近くの電気工事店など
 - ・ 上野地区住宅電気工事センター※ ☎03-3871-6918
- ※荒川区の電気店が複数加盟している協会です。

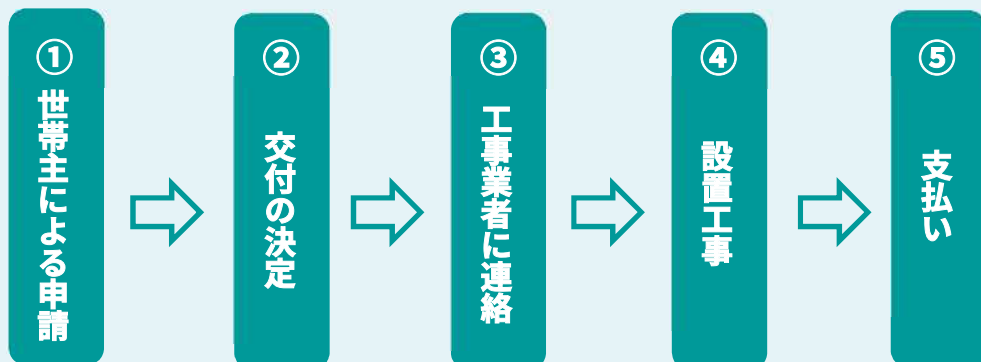
2. 家具類の転倒・落下・移動防止対策器具

- ・ 交付決定通知を郵送する際に荒川区協定事業者をご案内いたします。

申請の流れ

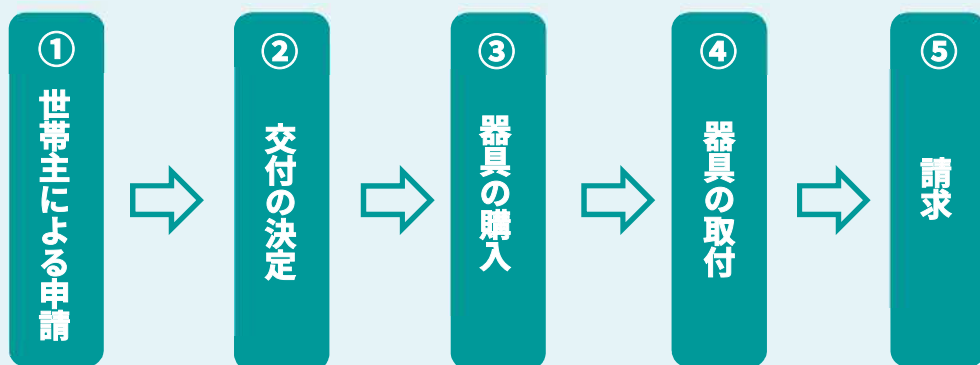
設置工事または器具を購入する前に、必ず区への申請をお済ませください。
事後申請不可。

◆ 設置工事：1（1）または2（1）の場合



- ① 申請者は世帯主です。申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）、印鑑（シャチハタ不可）を持参のうえ、申請書を防災課へ提出してください。（申請は区民事務所または郵送でもできます。）
- ② 区で内容を審査して、申請者に交付決定通知書等を郵送します。
- ③ 工事業者に設置する器具の種類や費用、工事日についてご相談ください。
- ④ 工事業者が設置工事をする際は、必ず立会ってください。
- ⑤ 工事費と助成金の差額分を工事業者にお支払いください。
※助成金額の請求は工事業者と区の間で行います。

◆ 器具購入：1（2）または2（2）の場合



- ① 申請者は世帯主です。申請者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）、印鑑（シャチハタ不可）を持参のうえ、申請書を防災課へ提出してください。（申請は区民事務所または郵送でもできます。）
- ② 区で内容を審査して、申請者に交付決定通知書、助成金請求書類を郵送します。
- ③ 申請者は器具を選び、購入してください。
- ④ 購入した器具をご自分で取り付けてください。
- ⑤ 購入した器具の領収書等を添付して、区に請求書類を提出してください。
指定された口座に助成金を振り込みます。（請求書提出月の翌月～翌々月）

荒川区屋内安全対策器具設置等助成金交付申請書

年 月 日

荒 川 区 長 殿

申請者（世帯主）	住 所	荒川区
	氏 名	印
	電話番号	()

荒川区屋内安全対策器具設置等助成金を下記のとおり申請します。

記

1 申請事由（申請する区分の□にレ点チェックしてください。）

区分	助成内容
☐ 1（1）	感震ブレーカー等器具設置工事費（器具代含む）
☐ 1（2）	感震ブレーカー等器具購入費
☐ 2（1）	家具類の転倒・落下・移動防止対策器具設置等工事費（器具代含む）
☐ 2（2）	家具類の転倒・落下・移動防止対策器具購入費

※1及び2の区分ともに、（1）または（2）のどちらかを1世帯につき1回のみ申請可

※ただし、1と2の区分を個別に申請することは可

2 対象区分（対象区分の□にレ点チェックしてください。）

☐ 一般世帯

特例世帯（以下のいずれかに該当する世帯）

- ☐ 世帯全員が満65歳以上の世帯
- ☐ 世帯全員が住民税（特別区民税・都民税）非課税の世帯
世帯の所得に関する税務情報を区が利用することに同意します。
- ☐ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者もしくは要介護4以上の認定を受けている方がいる世帯（証明書のコピーを添付してください）
- ☐ 木造住宅密集地域に存する木造住宅に居住する世帯

【裏面あり】

3 世帯構成（申請者も含めて世帯全員御記入ください）

要件審査に伴い、私の世帯の住民基本台帳による住所・氏名・生年月日等についての確認及び障害者手帳等についての確認を受けることに同意します。

氏 名	生 年 月 日	続 柄	手帳等の種類 (該当なければ記入不要)
	年 月 日	世帯主	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

4 家屋の種類

☐ 持家 ☐ 借家・アパート ☐ 都営住宅・区営住宅

※新築の場合、1（1）感震ブレーカー等設置工事は申請できません。

5 所有者又は管理者の承諾

借家・アパートに該当する方については、申請事由の1（1）及び2（1）の申請に限り居住物件の所有者又は管理者の承諾が必要です。

屋内安全対策器具取付工事 承諾書	
上記申請者が、（感震ブレーカー等器具・家具類の転倒及び落下防止器具）を 居住物件に取り付けることを承諾します。※取り付ける器具を○で囲む	
年 月 日	
所有者又は管理者 住所	
氏名	印

※郵送の場合は、申請者の本人確認書類のコピーを同封の上送付してください。

(職員記入欄)

受付日	受付場所					
／	防	南	町	尾	日	郵
本人確認書類	1点確認（住所記載のもの）					2点確認（1点は住所記載のもの）
	運転免許証・運転経歴証明書・住基カード マイナンバーカード・障害者手帳・在留カード その他（ ）					健康保険証・介護保険証・年金手帳 社員証・学生証 その他（ ）